

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人向陽福祉会（以下「法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する

- 1 常勤役員等については報酬を支給しない。
- 2 非常勤役員等には、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1のとおり費用弁償する。
- 3 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、別表2の定めによるものとする。

(報酬の支払方法)

第3条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

- 1 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たる時は、給与等支給規則第6条に準じた日とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に参加した都度、支給する。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

- 2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規定に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規則は、平成29年4月1日から施行とする。
2. この規則は、令和4年11月17日から施行とする。

別表 1

(評議員の報酬)

名 称	日 額
評議員への出席	4,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	20,000円

(理事の報酬等)

名 称	日 額
理事会等会議への出席	4,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	20,000円

(監事の報酬等)

名 称	日 額
理事会等会議への出席	4,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	20,000円

別表 2

(職員給与との併給の報酬等)

役職名	役員報酬額
理事長	本俸×25% (上限月額 150,000円)